

一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会 選挙管理委員会規定

(設 置)

第1条 同窓会会長、同監事及び同理事並びに学校法人東京医科大学同窓会卒業生監事及び卒業生評議員を選出するため選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を設置する。

(本 部)

第2条 選挙管理委員会は、同窓会事務局に置く。

(構 成)

第3条 選挙管理委員会の委員の構成は3名とし、内1名を委員長とする。

(委員長並びに委員の選出)

第4条 選挙管理委員会委員長並びに委員の選出は、正会員の中より会長が委嘱し、総会に報告する。委員長並びに委員は、同窓会会長、同監事及び同理事並びに卒業生監事及び卒業生評議員の候補者になることはできない。

(委員長並びに委員の任期)

第5条 委員長並びに委員の任期は、同窓会会長の任期に準ずるものとする。

(会議の開催)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員を招集し委員会を開催することができる。

(業 務)

第7条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 候補者届の受付期間の決定、東京医大新聞への公示
- (2) 候補者届の受理並びに記載事項の確認
- (3) 選挙公報の作成、東京医大新聞への公示

- (4) 選挙台帳の作成、閲覧の実施
- (5) 投票用紙の様式決定、保存管理
- (6) 投票用紙の開票、集計
- (7) 無効票、疑義票の判断
- (8) 当選者、補欠者の決定及び報告
- (9) その他選挙に関する管理

(規定の改廃)

第8条 本規定の改廃は、同窓会が行う。

(附 則)

本規定は平成22年2月15日より施行する。

本規定は平成25年1月20日臨時総会に於て改正。

本規定は平成26年1月19日臨時総会に於て改正。

本規定は平成26年4月1日名称並びに文言改正。

(平成25年6月23日通常総会にて、一般社団法人化に伴う定款承認の際、承認を得た。)